

大阪広域水道企業団広告取扱規程をここに公布する。

平成24年10月 1 日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第23号

大阪広域水道企業団広告取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により企業団の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び住民サービスの向上を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 企業団が所有又は管理する資産のうち広告を掲載するものは、次のとおりとする。

- (1) 水道施設等
- (2) 公用車
- (3) ホームページ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が適当と認めるもの

(掲載基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 当該広告事業の内容を、企業団等の団体が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (5) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと企業長が認めるもの

2 前項に定めるほか、広告媒体に掲載することができる広告に関する掲載基準は、企業長が別に定める。

(募集方法等)

第4条 広告事業の募集方法、選定方法及び規格等は、企業長が別に定める。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載の申込みをしようとする者は、企業長が別に定める申込書により、企業長に申し込まなければならない。

(審査機関)

第6条 広告掲載の可否等を審査するため、大阪広域水道企業団広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(広告掲載の決定)

第7条 企業長は、第5条に規定する申込み又は第14条に規定する申請を受けたときは、審査会に必要な事項の審査をさせ、広告掲載の可否を決定し、書面により当該申込み又は申請を行った者に対し、企業長が別に定める通知書により、その結果を通知するものとする。

2 同一媒体に同時に複数の申込みがあった場合の取扱いは、企業長が別に定める。

(承認の取消し等)

第8条 企業長は、第7条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消すとともに、以後の広告の掲載を中止するものとする。

(1) 指定した期日までに広告料を納入しないとき。

(2) 企業団の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。

(5) この規程に違反する行為があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告主の責めに帰すべき事由により広告事業を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、企業長は、企業団の業務上やむを得ないと認めるときは、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

3 企業長は、前2項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に対し別に定める通知書により、取消しの決定を通知するものとする。

(広告料)

第9条 広告料の額及び収納の方法は、企業長が別に定める。

(広告料の還付)

第10条 既に納付した広告料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第8条第2項の規定による取消しがあった場合

(2) 広告主の責めに帰することができない事由により、広告媒体に広告を掲載することができなかった場合

(3) その他企業長が特に必要と認める場合

(広告の掲載期間等)

第11条 広告の掲載期間等については、企業長が別に定める。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、企業長が別に定める届出書により、企業長に届け出なければならない。

(原状回復義務)

第13条 広告主は、広告の掲載期間が満了したとき、広告の掲載の決定を取り消されたとき又は広告の掲載を取り下げたときは、直ちに広告を撤去し、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、ホームページへの広告掲載の場合及び企業長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、掲載中の広告の内容等を変更しようとする場合は、企業長が別に定める期日までに、企業長が別に定める申請書により企業長に申請しなければならない。

2 広告の内容等の変更に伴う経費は、広告主が負担する。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを企業長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

4 広告主は、広告の掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。